

鳥取市営住宅長瀬団地建替え事業における事業変更契約の締結について

鳥取市営住宅長瀬団地建替え事業について、令和4年9月22日付けで事業変更契約を締結しました。

また、令和4年9月30日付けで本施設の引渡しを受けましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）第15条第3項の規定に基づき、事業変更契約の内容を公表します。

令和4年10月12日

鳥取市長 深澤 義彦

1. 公共施設等の名称

鳥取市営住宅長瀬団地

2. 公共施設等の立地

鳥取県鳥取市河原町長瀬 92 番地 1、92 番地 3、92 番地 4、93 番地 1、93 番地 3

3. 選定事業者の商号又は名称

(代表企業) 所在地 鳥取市秋里 1 2 4 7
名 称 田中工業株式会社
代表者 代表取締役社長 田中 健志

(構成企業) 所在地 鳥取市南安長一丁目 2 3 番 1 0 号
名 称 山口電業株式会社
代表者 取締役社長 谷川 寛

(構成企業) 所在地 鳥取市千代水一丁目 1 1 9 番地
名 称 西日本環境設備株式会社
代表者 代表取締役 荒川 恵

(構成企業) 所在地 鳥取市西町二丁目 1 2 3 番地
名 称 株式会社白兔設計事務所
代表者 代表取締役社長 霜村 將博

4. 公共施設等の整備等の内容

鳥取市営住宅長瀬団地の設計・建設・工事監理（敷地内の既設建物等の解体を含む。）

5. 契約期間

鳥取市議会において本契約締結に係る議案について承認がなされた日（令和2年9月24日）から本施設の引渡し日（引渡し予定日：令和4年10月3日）まで

6. 元事業金額に対する増額

金 35,565,200 円

（うち消費税及び地方消費税相当額 金 3,233,200 円）

7. 変更理由

建設資材価格高騰によるサービス対価の増額

8. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、事業契約書の以下の条項の通りである。

第6章. 契約期間及び契約の終了

第2節. 事業者の債務不履行による契約解除

（事業者の債務不履行による契約解除）

第45条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対する通知により本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本業務の全部又は一部の実施を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者の取締役会において、事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者（事業者の取締役を含む。）によりこれらの申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が本事業又は本事業に係る入札手続に関して、重大な法令の違反（基本協定書第9条第1項各号に規定するものを含む。）をしたとき。
- (4) 事業者が本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- (5) 第64条の秘密保持義務又は第65条の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。
- (6) 別紙3で定めるモニタリング等に関する事項に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (8) 事業者が、施工計画書等が規定する着工予定日を過ぎても本件工事を開始せず、市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、事業者から合理的説明がなされないとき。
- (9) 役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表

する者をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定する者(構成員とみなされる場合を含む。))。以下「暴力団構成員等」という。)であるとき。

- (10) 暴力団又は暴力団構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (11) 暴力団又は暴力団構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
- (12) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (13) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- (14) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (15) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第9号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- 2 本施設の引渡し前に前項の規定により本契約が解除された場合における本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う市からの支払いその他の事項については、第51条の規定に従う。

第3節. その他の事由による指定の契約解除

(市の債務不履行による契約解除)

第46条 市が、重要な義務違反により本事業の実施が困難となり、事業者が催告しても60日以内には是正しない場合には、事業者は市に対する通知により本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合における本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う市からの支払いその他の事項については、第51条の規定に従う。

(法令等の変更による契約解除)

第47条 第53条第2項の協議を行ったにもかかわらず、法令等の変更により、市による本事業の継続が困難となった場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要する場合には、市は、事業者に対する通知により本契約を解除することができる。

- 2 前項の場合における本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う市からの支払いその他の事項については、第51条の規定に従う。

(不可抗力による契約解除)

第48条 第55条第3項の協議を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事態に陥った場合には、市は、同条第2項にかかわらず、事業者に対する通知により本契約を解除することができる。

- (1) 事業者による本業務の継続が不能又は著しく困難なとき。

(2) 事業者が本業務を継続するために、市が過分の費用を負担することとなるとき。

- 2 前項の場合における本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う市からの支払いその他の事項については、第 51 条の規定に従う。

第 4 節. 市の任意による契約解除

(市の任意による解除)

第 49 条 市は、本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、6 か月以上前に事業者にもその理由を書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合の本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う市からの支払いその他の事項については、第 51 条の規定に従う。

9. 事業終了に際しての措置に関する事項

事業終了に際しての措置に関する事項は、事業契約書の以下の条項の通りである。

第 5 節. 事業終了に際しての措置

(事業終了に際しての処置)

第 50 条 事業者は、本施設の引渡し前に本契約が解除により終了した場合において、本施設内に事業者又は事業者から本業務の全部若しくは一部の委託を受けた者が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、市の処置に異議を申し出ることができず、また、市が処置に要した費用を負担する。